

いばらきアマビエちゃん 事業者登録協力金を支給します！



○ 支給額

- 対象施設が1か所の事業者・・・ 3万円
- 対象施設が2か所以上の事業者・・・ 6万円（上記+ 3万円）

○ 対象要件

- ・ 条例(※)に基づき、いばらきアマビエちゃんに登録することを義務付けられている事業者であって、現に「いばらきアマビエちゃん」に登録していること。
 - ・ 店舗、事業所、施設等を管理する法人又は個人事業主であること
 - ・ 県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること
- ※条例の義務対象など詳細は、県HPでご確認ください。

(※) 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年10月2日施行）

宣誓・同意事項


申請者は、次の全ての事項について宣誓又は同意が必要です。

- ・ 上記の対象要件を満たす支給対象者であること。
- ・ 不支給要件に該当しないこと。
- ・ 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- ・ 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。
- ・ 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- ・ いばらきアマビエちゃんの利用登録の推進に協力すること。

○ 申請期間

令和2年10月2日（金）から12月31日（木）まで

○ 申請方法

○オンライン申請 ⇒ 

○書面申請

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【提出先】〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県アマビエちゃん協力金審査デスク 宛

※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対面での申請書類の受付や説明は行いませんので、予め御了承ください

○ 必要書類

- ・ いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金申請書（様式第1号）
 - ・ 協力金の振込先の通帳等の写し
 - ・ 事業活動・事業内容を証する書面（税務申告書，営業許可書，茨城県が実施した休業要請協力金の支給決定通知書等）
 - ・ 感染防止対策宣誓書の写し
 - ・ 本人確認書類（申請者が個人事業主の場合のみ）
 - ・ イベントのチラシ等（イベントを行う事業者の場合）
- ※詳細は，県HPでご確認ください。

○ 協力金の対象となる施設の類型（例）

【対象となる主な事業所】

- ・ スナック・キャバレー等
- ・ カラオケ・ライブハウス等
- ・ 劇場等
- ・ ホテル，旅館
- ・ 百貨店・ショッピングモール
- ・ 飲食店
- ・ 理容室・美容室
- ・ 大規模イベント

【対象とならない主な事業所】

- ・ 学校（大学を除く）
- ・ 病院・診療所
- ・ 介護施設等
- ・ 食品スーパー
- ・ オフィス

※詳細は，県HPでご確認ください。



○ 問合せ先

内容，書き方等不明な点については相談窓口にお問い合わせください。

029-301-5472

開設時間：9時～17時（平日のみ）

※詳細については，茨城県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

茨城県HP
（協力金に関するページ）

